（参考様式第４号)

令和７年　　月　　日

伊万里市長　深浦　弘信殿

集落協定

代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項［８条第１項］の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

１ 事業計画

２ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

* １号事業（多面的機能支払交付金）

☑ ２号事業（中山間地域等直接支払交付金）

* ３号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

３ その他

* 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和７年　　月　　日

集落協定

代表者の氏名

１ 多面的機能発揮促進事業の目標

１．現況

本地域は、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

２．目標

１を踏まえ、本地域では機械の共同利用や農作物の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

２ 多面的機能発揮促進事業の内容

1. 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １号事業（多面的機能支払交付金） | | |
|  |  | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第３条第３項第１号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。）  （農地維持支払交付金） |
|  | 法第３条第３項第１号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。）  （資源向上支払交付金） |
| ○ | ２号事業（中山間地域等直接支払交付金） | |
|  | ３号事業（環境保全型農業直接支払交付金） | |
|  | ４号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業） | |

② 実施区域

別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下「活動計画書」という。）「（別紙1）実施区域区域図面」のとおり。

1. 活動の内容等

②２号事業

1）事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

　集落協定「第3　協定対象となる農用地」に記載のとおり

2）活動の内容

「集落協定第４　集落マスタープラン」、「第５　農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第８　農業生産活動との体制整備として取り組むべき事項」に記載のとおり。

３ 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」のとおり。

４ 農業者団体等の構成員に係る事項

集落協定「（別添2）構成員一覧」に記載のとおり。

（別紙様式１）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

（多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 組織名 |  |
| ふりがな |  |
| 代表者氏名 |  |
| ふりがな |  |
| 所在地 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅰ． | 地区の概要（共通） |

＜活動の計画＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | Ⅱ．１号事業（多面的機能支払） | 別紙○ |
| ☑ | Ⅲ．２号事業（中山間地域等直接支払） | 別紙１ |
| □ | Ⅳ．３号事業（環境保全型農業直接支払） | 別紙○ |
| □ | Ⅴ．その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書 | 別紙○ |

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

Ⅰ 地区の概要

※以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

１．活動期間

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 活動開始年度（計画認定年度） | | | 活動終了年度 | 交付金の 交付年数 | 計画変更 | 計画変更 |
| 農地維持支払 |  |  | 年度 | 年度 | 年 | 年度 | 年度 |
| 資源向上支払  （共同） |  |  | 年度 | 年度 | 年 | 年度 | 年度 |
| 資源向上支払  （長寿命化） |  |  | 年度 | 年度 | 年 | 年度 | 年度 |
| 中山間地域等直接支払 | 令和　度 | | | 令和11年度 | 年 | 年度 | 年度 |
| 環境保全型農業直接支払 | 年度 | | | 年度 | 年 | 年度 | 年度 |

２．実施区域内の農用地、施設

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 協定農用地面積 又は認定農用地面積  ※１ | |  | | | |  | |  | | 計 | 解消する遊休農地 面積 | 年当たり 交付金額 上限 |
| 田 | | 畑 | | 草地 | | 採草放牧地 | |
|  | 多面支払 | a | | a | | a | |  | | a | a | 円 |
| 中山間 直払 | a | | a | | a | | a | | a | a | 円 |
| 傾  斜 |  | 傾  斜 |  | 傾  斜 |  | 傾  斜 |  |
| 農地面積 | 環境 直払  ※２ | a | | | | | | | | | | 円 |

※１ 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※２ 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの４の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 農業用施設 （多面支払） | | 水路 | 農道 | ため池 |
| km | km | 箇所 |
|  | うち、資源向上支払 （長寿命化）の対象施設 | km | km | 箇所 |

※ 延長は、小数点以下第１位まで記入する。

３．実施区域位置図

別添１「実施区域位置図」のとおり

４．構成員一覧

別添２「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

５．多面的機能支払と中山間地域等直接支払交付金との重複面積

|  |
| --- |
| 重複面積 （多面支払・中山間直払） |
| a |

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

（別添１）

実施区域位置図 組織名称：　　集落協定

(□１号事業（多面支払） ☑□2号事業（中山間直払） □３号事業（環境直払）)

|  |
| --- |
|  |

（別添２）

構成員一覧

年 月 日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏名  （代表者名、団体名） | 住所 | 多面的機能支払 | | | 中山間地域等  直接支払 | | | 環境保全型農業直接支払 | | | | |
|  | 分類  番号 | 備考  活動支援班員 |  | 分類  記号 | 年齢  分類  記号 |  | 他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載 | みどり認定 | | |
| 認定済 | 申請中又は申請予定 | 申請予定無し |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

多面的機能支払分類番号リスト 　中山間地域等直接支払分類記号リスト 　 年齢分類記号リスト

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 農  業  者 | 個人として参加 | 1 | 農業者個人 |  | 農業者  （人） | A | 交付農用地を持つ農業者 |  | ア | 39歳以下 |
| 団体として参加 | 2 | 農事組合法人 | B | 交付農用地を持たない農業者 | イ | 40～44歳 |
| 3 | 営農組合 | 法人 | C | 農地所有適格法人 | ウ | 45～49歳 |
| 4 | その他の農業者団体 | D | 特定農業法人 | エ | 50～54歳 |
| 農  業  者  以  外 | 個人として参加 | 5 | 農業者以外個人 | E | その他法人  （NPO法人、公益法人等） | オ | 55～59歳 |
| 団体として参加 | 6 | 自治会 | 農業生産  組織 | F | 機械・施設共同利用組織 | カ | 60～64歳 |
| 7 | 女性会 | G | 農作業受委託組織 | キ | 65～69歳 |
| 8 | 子供会 | H | 栽培協定 | ク | 70～74歳 |
| 9 | 土地改良区 | I | その他の組織 | ケ | 75～79歳 |
| 10 | JA | その他 | J | 土地改良区 | コ | 80歳以上 |
| 11 | 学校・PTA | K | 水利組合 |  |
| 12 | NPO | L | 非農業者（人） |
| 13 | その他の農業者以外団体 | M | その他 |

注１:　「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。

注２:　多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの１～13から選択。

注３:　「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。

注４:　中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのア～コから選択。

また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と税務部局との間で調整が調っている場合には、例えば、「農業所得の確認に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確認の承諾に必要な欄を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の確認に関する承諾書」（参考様式第４号別紙様式５）の作成は不要。

注５:　他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。

注６:　「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいずれかに○をすること。

注７:　「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

（別紙１）

２号事業様式

（中山間地域等直接支払交付金）

第１ 集落協定の実施体制

１ 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名等 | 氏　　　　名 |
| 代表者 |  |
| 書記担当 |  |
| 会計担当 |  |
| 共同機械担当 |  |
| 土地改良施設担当 |  |
| 法面点検担当 |  |

注）事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

２ 水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

（代表者）　井上　泰志

第２ 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

|  |  |
| --- | --- |
| 該 当 | 内 容 |
| (1) 農用地 | |
|  | ①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。 |
|  | ②農業公社が受託する。 |
|  | ③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。 |
|  | ④その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 該 当 | 内 容 |
| (2) 水路・農道等 | |
|  | ①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。 |
|  | ②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。 |
|  | ③その他（別途の規約） |

第３ 協定対象となる農用地

（基本分）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：㎡）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協定農用地面積 | 田 | | | | 畑 | | | | 草地 | | | | 採草放牧地 | | | |
| 面積 | 交付基準（傾  斜等） | 上限単価 | 交付上限額 | 面積 | 交付基準（傾  斜等） | 上限単価 | 交付上限額 | 面積 | 交付基準（傾  斜等） | 上限単価 | 交付上限額 | 面積 | 交付基準（傾  斜等） | 上限単価 | 交付上限額 |
| 協定全体 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注）交付上限額は、面積×上限単価とする。

（加算措置に取り組む場合）

１ 棚田地域振興活動加算

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 棚田地域振興活動加算 | | | | | | |
| 面積（㎡） | | | | 上限単価  （円/10a） | 面積×上限単価  （円） | 加算上限額  （円） |
| 田  1/20以上 | 畑  15度以上 | 田  1/10以上 | 畑  20度以上 |
|  |  |  |  | 10,000 |  |  |
|  |  |  |  | 14,000 |  |  |

注１）面積 × 上限単価（円）は、面積（㎡）の千分の一の値に上限単価（円/10a）を乗じた額とする。

注２）加算上限額（円）は、面積×上限単価（円）の合計額とする。

２ 超急傾斜農地保全管理加算

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 超急傾斜農地保全管理加算 | | | | |
| 面積（㎡） | | 上限単価  （円/10a） | 面積×上限単価  （円） | 加算上限額  （円） |
| 田  1/10以上 | 畑  20度以上 |
|  |  | 6,000 |  |  |

注１）面積 × 上限単価（円）は、面積（㎡）の千分の一の値に上限単価（円/10a）を乗じた額とする。

注２）加算上限額（円）は、面積×上限単価（円）の合計額とする。

３ ネットワーク化加算

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ネットワーク化加算 | | | | | | | |
| 面積（m2） | | | | 上限単価  （円/10a） | 面積×上限単価  （円） | 面積×上限単価の計  （円） | 加算上限額  （円） |
| 田 | 畑 | 草地 | 採草放牧地 |
|  |  |  |  | 10,000 |  |  |  |
|  |  |  |  | 4,000 |  |
|  |  |  |  | 1,000 |  |

注１）面積 × 上限単価（円）は、面積（㎡）の千分の一の値に上限単価（円/10a）を乗じた額とする。

注２）加算上限額（円）は、面積×上限単価の計（円）及び100万円のうち、いずれか低い額とする。

ただし、統合については、統合前の協定単位で上限を設定する。

　ネットワーク化又は統合状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ネットワーク化する集落協定名 | 統合する集落協定名 | 対象農用地面積（㎡） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合計 | |  |

４ スマート農業加算

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| スマート農業加算 | | | | | | |
| 面積（m2） | | | | 上限単価  （円/10a） | 面積×上限単価  （円） | 加算上限額  （円） |
| 田 | 畑 | 草地 | 採草放牧地 |
|  |  |  |  | 5,000 |  |  |

注１）面積 × 上限単価（円）は、面積（m2）の千分の一の値に上限単価（円/10a）を乗じた額とする。

注２）加算上限額（円）は、面積×上限単価（円）及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

５ 集落機能強化加算の経過措置

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 集落機能強化加算の経過措置 | | | | | | |
| 面積（m2） | | | | 上限単価  （円/10a） | 面積×上限単価  （円） | 加算上限額  （円） |
| 田 | 畑 | 草地 | 採草放牧地 |
|  |  |  |  | 3,000 |  |  |

注１）面積 × 上限単価（円）は、面積（m2）の千分の一の値に上限単価（円/10a）を乗じた額とする。

注２）加算上限額（円）は、面積×上限単価（円）及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第４ 集落マスタープラン（必須事項）

１ 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 目指すべき将来像 |
|  | ①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築 |
|  | ②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保 |
|  | ③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保 |
|  | ④その他（自由記載） |

注）④を選択する場合は将来像を記載。

２ 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する５年間の活動計画（目標）を記載する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動方策 | | 活動計画（目標） |
|  | 機械・農作業の共同化等営農組織の育成 |  |
|  | 高付加価値型農業 |  |
|  | 農業生産条件の強化 |  |
|  | 担い手への農地集積 |  |
|  | 担い手への農作業の委託 |  |
|  | 新規就農者等による農業生産 |  |
|  | 地場産農産物等の加工・販売 |  |
|  | 消費・出資の呼び込み |  |
|  | 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備 |  |
|  | その他（自由記載） | （自由記載） |

注）体制整備単価の取組を行う協定については、第８との整合を図ること。第５ 農業生産活動等として取り組むべき事項

１ 農用地に関する事項

以下の項目から１項目以上（２で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙１第５の２に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、２項目以上）を選択する。

□　多面的機能支払交付金実施要綱別紙１第５の２に基づく活動計画に定める施設と同一。

|  |  |
| --- | --- |
| 該 当 | 具　体　的　に　取　り　組　む　行　為 |
|  | ①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第３セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。 |
|  | ②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産的利用を行う。 |
|  | ③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。 |
|  | ④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。 |
|  | ⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。 |
|  | ⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。 |
|  | ⑦協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第３セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。 |
|  | ⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。 |
|  | ⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等） |

２ 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

|  |  |
| --- | --- |
| 具　体　的　に　取　り　組　む　行　為 | |
| ①水　路 | ア）水路清掃（　）、イ）草刈り（　）、ウ）その他（　　　　　　　　） |
| ②農　道 | ア）簡易補修（　）、イ）草刈り（　）、ウ）その他（　　　　　　　　） |
| ③その他 |  |

３ 多面的機能を増進する活動として以下の項目から１項目以上選択し、実施する。以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 該 当 | 具　体　的　に　取　り　組　む　行　為 |
|  | ①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 |
|  | ②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 |
|  | ③景観作物を作付ける。 |
|  | ④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。 |
|  | ⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。 |
|  | ⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。 |
|  | ⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 |
|  | ⑧粗放的畜産を行う。 |
|  | ⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 |
|  | ⑩その他 （　　　　　　　　　　　　　　　　） |

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを１つ以上選択。

注）上記１～３で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

・作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）

・共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に 関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第６ 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

|  |
| --- |
|  |

第７ 交付金の使用方法等

１ 交付金は、集落を代表して 吉田　省吾より受け取る。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２ 次の通り支出する。 | 項　　　　　目 | 交付金使途の内容(項目) | 金　額 |
| 共同取組活動 | ①役員等の各担当者の活動に対する経費 |  |  |
| ②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費 |  |  |
| ③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費 |  |  |
| ④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費 |  |  |
| ⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額 | ３のとおり |  |

３ 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

（ｱ）積立計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 積立予定額 |  |  |  |  |  |
| 積立累計額 |  |  |  |  |  |

（ｲ）取り崩し予定等

* + 取り崩し予定年度： 年度（協定期間内）
  + 取り崩し予定年度における積立累計額： 円
  + 使途： に要する経費（具体的に記入）

② 次年度への繰越

* + 繰越予定年度： 年度（当該年度の翌年度）
  + 繰越予定額： 円
  + 使途： に要する経費（具体的に記入）

４ 次のとおり支出する。

|  |  |
| --- | --- |
| 個 人 配 分 分 | 金　額 |
| （配分割合：　　％） |

【体制整備単価の場合に使用】

第８ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項） ネットワーク化活動計画を作成する。

|  |  |
| --- | --- |
| 該 当 | 取り組むべき事項 |
|  | 別紙様式２に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。 |

【加算措置の場合に使用】

第９ 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 該 当 | 項　　　目 | 取組期間 | 現状 | 達成目標 |
|  | 1. 棚田地域振興活動加算 | 年度～  　年度 |  |  |
|  | 1. 超急傾斜農地保全管理加算 | 年度～  　年度 |  |  |
|  | 1. ネットワーク化加算 | 年度～  　年度 |  | （人材の確保後記入）  氏名等○○ ○○ |
|  | 1. スマート農業加算 | 年度～  　年度 |  |  |
|  | 1. 集落機能強化加算の経過措置 | 年度～  　年度 |  |  |

注１）現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注２）達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

（別紙様式２）

農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画

注１）「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限（当該年度の６月30日、令和７年度においては８月31日）までに協定農用地の存する市町村長に提出する。

注２）「ネットワーク化活動計画」は、体制整備単価の適用を受けようとする場合に作成するものとし、ネットワーク化活動計画の作成後は、遅滞なく協定農用地の存する市町村長に提出するとともに、令和11年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

- 62 -

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○農用地の内訳等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①現 況 | | | | | | | | ②基礎・体制整備単価 | ③農業生産活動等の体制整備の取組（ネットワーク化活動計画の作成）の有無 | | | | | ネットワーク化活動計画を作成する | | |  |
| ネットワーク化活動計画を作成しない | | |  |
| ④加算の適用 | | | | | ⑤農用地の管理 | | ⑥管理者 | ⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地 |
| 地域区分 | 一団の農用地名 | 団地名 | 地番 | 地目 | 面積（㎡） | 交付基準(傾斜等) | 棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地 | 10a当たりの単価(円) | 棚田地域振興活動加算 | 超急傾斜農地保全管理加算 | ネットワーク化加算 | スマート農業加算 | 集落機能強化加算の経過措置 | 農用地の現況 | 具体的な活動内容 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（別紙様式３）

協定対象施設の管理方法

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 施　 　設 | 管理作業者 | 管理方法等 | 管理作業の  代 表 者 |
| 用水路 |  |  |  |  |
| 排水路 |  |
| 道　路 |  |  |  |  |

# 